

# 相談センターニュース

## 遺言のススメ ～その4～



子どもがないご夫婦の相談です。夫は自分の財産全てを妻に相続させたいようですが、相続（お金）の話は気を遣うよね…

下記のようなケースにおいても、遺言書を残すことは、本人亡き後の相続問題に対する一予防策となります。

遺言書が無い場合に想定される問題と共に事例をみていきましょう。

### 【事例】

- ・夫A・妻B夫妻には子どもがない
- ・Aは自身の死亡後は妻に全財産を相続させたいと考えている
- ・Aの両親はともに死亡している
- ・Aには姉が2人おり、関係は良好

### ポイント

- ・遺言を作成すべきか悩んでいる



Aさんの相続  
どーなる？

### 1 遺言書がない場合

遺言書を作成していない場合、相続人間で遺産分割協議が必要となります。本事例では妻BとAの姉2人が相続人となり、法定相続分は妻Bが4分の3、姉2人が合計4分の1（姉1人につき8分の1）となります。

Aと2人の姉との関係は良好ですので、全ての財産を妻Bが相続する内容の遺産分割協議に姉2人が納得してもらえれば協議書にサインをもらい、夫Aの希望は実現されることになります。

ただ、その場合でも、妻Bの立場からすると義姉たちに協力してもらって遺産分割協議をすることになりますので大変気を遣うことになり、サインをもらったことに対して多少なりとも謝礼を考える事にもなるでしょう。

もしかしたら、今は関係が良好であっても、いざその時になって「Aの財産をもらえる権利があるならばその分はもらいたい」と義姉達が出すかもしれません。その場合にはAの希望を実現することは難しいでしょう。

### 2 公正証書遺言がある場合 【☆公正証書遺言…公証人という法律の専門家が関与し、作成する遺言。原本は公証役場で保管される。】

Bに全財産を相続させる旨の公正証書遺言がある場合、遺産分割協議をすることなく、Aの希望どおり全ての財産をBに残すことができます。義姉達に手続きに協力してもらう必要もありません。また、兄弟姉妹には遺留分がないため権利を主張される心配もありません。

また、遺言内容を実現する遺言執行者も指定しておくとい良いでしょう。（妻Bを遺言執行者に指定することも可能です。）さらに、ご夫婦のどちらが先にお亡くなりになるかわかりませんので、『もし自分が亡くなるよりも先に配偶者が亡くなっていた場合は、配偶者に相続させようと思っていた財産を〇〇に相続させる。』というような予備的な遺言内容があると安心ですね。

**3 自筆証書遺言がある場合** 【☆自筆証書遺言…遺言者が遺言の全文を自筆で書いた遺言（財産目録のみパソコン等での作成が可能）】

自筆証書遺言の場合、2と同様の内容（Bに全財産を相続させる内容）であったとしても状況が変わってきます。原則として家庭裁判所に遺言を提出して「検認」を請求しなくてはなりません。※1

「検認」とは相続人立会いのもと、遺言の内容を明確にするものですので、検認期日に出席を求められます。家庭裁判所に検認の申立てを行うことに手間も時間もかかります。

また、法律で決められた要件で作成していない場合、せっかく作成した遺言書が無効となる可能性があります。

※1 令和2年7月10日より法務局で自筆証書遺言保管制度がはじまりました。法務局において保管されている遺言書については家庭裁判所での検認が不要となります。

#### 4 最後に

お子さんのいないご夫婦は、ご自身の財産の残し方の希望をしっかりと実現するためにも、残された配偶者のためにも、公正証書遺言を残すことをおすすめします。奥様や二人の姉への感謝の気持ちやご自分が亡くなった後も仲良く過ごしてほしいというような思いも遺言の中で伝えることもできます。

また、今回は奥様に全財産を残したいということでしたが、例えば『親から引き継いだ土地なのでこの土地は甥に継いでほしい』など、ご自身の希望をしっかりと伝えられる最適な手段が遺言です。この制度をぜひご活用いただければと思います。

公正証書遺言を作るために必要になるものや手順、自筆証書遺言を法務局で預かってもらう方法など、何かご相談ごとなどあれば、遠慮なくお近くの司法書士におたずねください。

### 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方は、迷わずご相談ください

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでどうしたらいいのか
- 親族が認知症で困っている
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はどうしたらいいのか
- 会社を設立したい・・・など

【電話相談】…予約は **不要** です。

- ・月曜日～金曜日の14時～17時  
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704  
※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
  - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
  - 〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール …毎週（木）14時～17時
  - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
  - 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月第3（金）13時～16時
  - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
  - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時
- ※相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

※ 法務局に提出する申請書や添付書類の書き方、裁判所に提出する申立書類の書き方については、お答えできかねますのでご了承ください。